

○ 被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について（平成 26 年 12 月 5 日保保発 1205 第 1 号・保国発 1205 第 1 号・保高発 1205 第 1 号）

通知別紙 1 ～ 3 について、次のとおり改正する。